４　移動支援事業実施要領

（目的）

第１条　移動支援事業（以下「事業」という。）は，屋外での移動が困難な障害者について，外出のための支援を行うことにより，地域における自立生活および社会参加を促進することを目的とする。

（事業の実施等）

第２条　市長は，事業の実施を，次の各号に掲げる事業者に指定するものとする。

(1) 法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり，居宅介護等個別給付のサービス提供を行う事業者

(2) 介護保険法（平成９年法律１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービス事業者であり，訪問介護等のサービス提供を行う事業者

２　事業実施の単価は，別表のとおりとし，市長は事業者に対して，別表に掲げる金額から函館市障害者地域生活支援事業実施要綱第４条第１項第３号に規定する額を差し引いた額を支払うものとする。ただし，単価に１０円未満の端数がある場合は，その端数を切り捨てて算定するものとする。

（利用対象者）

第３条　事業の対象となる者は，函館市に居住地を有する屋外での移動に著しい制限のある者で，次の各号に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者のうち，全身性障害者（法第５条第３項の重度訪問介護の支給決定を受けている者を除く。）

(2) 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者のうち，１８歳以上の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者のうち，１８歳以上の者

(4) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第２項に規定する障害児のうち，全身性障害児，知的障害児，精神障害児

（事業内容等）

第４条　事業は，次項に規定する外出の際の移動を支援するものとし，実施方法は個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援とする。

２　サービスの対象となる者は，次の各号に掲げる者とする。

(1) 公的機関への用務のための外出

(2) 冠婚葬祭等社会生活上必要と認められる事由による外出

(3) 対象者の社会参加を促進するうえで，市長が必要と認める外出

３　サービスを提供する者は，次の要件を満たす者とする。

(1) 全身性障害者（児）へサービスを提供する者

「重度訪問介護従業者養成研修」および「全身性障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了した者

(2) 知的障害者（児）および前条で規定する精神障害者へサービスを提供する者

ア　介護福祉士

イ　「居宅介護職員初任者研修」および「障害者居宅介護従業者基礎研修」（平成２５年４月１日以前「居宅介護従業者養成研修」）の課程を修了した者

ウ　「行動援護従業者養成研修」および支援費制度における「知的障害者移動介護従業者養成研修」の課程を修了した者

エ　介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者

オ　「強度行動障害支援者養成研修」の課程を修了した者

（利用の申請等）

第５条　事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は，別記第１号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の申請があったときは，利用の可否，利用量および利用内容を決定し，利用を認める決定をしたときは別記第２号様式の，利用を認めない決定をしたときは別記第３号様式の通知書により，当該申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第６条　前条の規定により事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）が，地域生活支援事業の種類や利用量等を変更しようとするときは，別記第４号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の申請があったときは，変更の可否を決定し，変更を認める決定をしたときは別記第５号様式の，変更を認めない決定をしたときは別記第３号様式の通知書により，当該利用者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第７条　利用者は，次に掲げる事項に該当するときは，別記第６号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の氏名および居住地等に変更があったとき

(2) 死亡，転出等により利用の廃止をするとき

（報告）

第８条　事業者は，事業の実施状況等を市長に報告するものとする。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要領は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１９年８月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は，令和８年３月２日から施行する。

２　この要領の施行の際現に改正前の別記第１号様式，別記第４号様式および別記第６号様式の規定に基づき提出されている申請書および届出書は，改正後の別記第１号様式，別記第４号様式および別記第６号様式の規定に基づき提出された申請書および届出書とみなす。

附　則

この要領は，令和８年４月１日から施行する。